

# 手続き上の保護措置に関する通知: フロリダ

障害のある子どもの教育に関する連邦法である障害者教育法（IDEA）は、学校に対し、障害のある子どもの保護者に対して、IDEA および米国教育省規則の下で利用可能な手続き上の保障について全面的に説明した通知書を交付することを義務づけています。本通知書の写しは、原則として学年度につき 1 回のみ交付されます。ただし、次の場合には再度交付しなければなりません。(1) 初回の紹介または評価の依頼時、(2) 34 CFR §§ 300.151～300.153 に基づく最初の州への申立て提出時および同じ学年度での § 300.507 に基づく最初の適正手続きに基く州への申立て申立て時、(3) お子さんに対して就学先の変更に相当する懲戒措置が決定された場合、(4) 保護者からの請求があった場合。[§ 300.504(a)]

この手続き上の保護措置に関する通知には、以下の規定に基づき利用できるすべての手続き上の保護措置について、十分な説明を記載する必要があります。

§ 300.148 (お子さんを公費で私立学校に一方的に就学させる場合)

§ § 300.151～300.153 (州への申立て処理手続)

§ 300.300 (保護者の同意)

§ § 300.502 および 300.503 (独立教育評価および事前の書面通知)

§ § 300.505～300.518 (その他の手続き上の保護措置。例：調停、適正手続き申立て、解決プロセス、公平な適正手続き審理)

§ § 300.530～300.536 (パート B 規則サブパート E における手続き上の保護措置)

§ § 300.610～300.625 (サブパート F における情報の機密保持に関する規定) このモデル様式には、フロリダ州固有の情報が追加されており、学区が保護者に手続き上の保護措置について説明する際に利用できる形式が提供されています。

アメリカ合衆国教育省 特別教育プログラム局

改訂：2009 年 6 月；フロリダ州教育省改訂：2021 年 8 月

## 目次

---

一般情報	1
事前書面通知	1
母語	2
電子メール	2
保護者の同意 — 定義	2
保護者の同意	3
独立教育評価	6
情報の機密保持	9
定義	9
個人識別可能情報	9
保護者への通知	9
閲覧権	10
閲覧記録	10
複数の子どもに関する記録	11
情報の種類と所在の一覧	11
費用	11
保護者の請求による記録の修正	11
審理の機会	12
審理手続	12
審理の結果	12
12 個人識別可能情報の開示に対する同意	12
保護措置	13
13 情報の廃棄	13
州への申立て手続き	14
適正手続き申立て・審理手続きと州への申立て手続きの違い	14
州への申立て手続きの採用	14
最低限の州への申立て手続き	15
州への申立て手続き	16

適正手続き申立て手続き	17
適正手続き申立ての提出	17
適正手続き申立て	17
モデル様式	19
調停	20
解決手続	21
適正手続き申立てに関する審理	24
公正な適正手続き審理	24
審理における権利	25
審理の決定	26
不服申立て	28
<b>28 決定の確定・不服申し立て・公正な審査</b>	<b>28</b>
審理・審査の期限と利便性	28
民事訴訟（提起可能期間を含む）	28
適正手続き申立ておよび審理が続いている間のお子さんの就学先	29
弁護士費用	
障害のある子どもを懲戒する際の手続き	32
学校職員の権限	32
懲戒による就学先の変更	35
設定の決定	36
不服申立て	
不服申立て中の就学先	37
まだ特別支援教育や関連サービスの対象と認定されていない子どもに対する保護	37
法執行機関および司法当局への通報と対応	39
保護者による私立学校への一方的な就学措置と公費負担に関する要件	40
一般規定	

## 一般情報

### 事前書面通知

#### 34 CFR § 300.503

##### 通知

学区は、以下を行う前に、合理的な期間内に保護者へ書面通知（一定の情報を文書で提供すること）をしなければなりません。

1. お子さんの障害の認定、評価、または就学先を新たに決定または変更すること、あるいはお子さんへの無償で適切な公教育（FAPE）の提供を拒否する場合、または
2. 障害の有無の認定、評価、就学先、または無償かつ適切な公教育（FAPE）の提供を開始または変更することを拒否するとき。

##### 通知の内容

書面通知には次の内容を含めなければなりません。

1. 学区が講じようとしている、または講じることを拒否している措置を記述してください。
2. 学区がその措置を講じようとしている、または講じることを拒否している理由を説明してください。
3. 学区が当該措置を講じることを提案または拒否する決定に際して使用した各評価手順、アセスメント、記録または報告を記述してください。
4. IDEAパートBの手続き上の保護措置の規定に基づき、保護者が保護を受けることができる旨の記載を含めなければなりません。
5. 学区が提案または拒否している措置が お子さんを初回評価に紹介することではない場合、学区は手続き上の保護に関する説明をどのように入手できるかを伝えてください。
6. IDEAパートBを理解するための支援を受けられる連絡先情報を含めなければなりません。
7. お子さんの個別教育計画（IEP）チームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢を却下した理由を記載してください。そして
8. 学区は当該措置を提案または拒否したその他の理由の説明をしてください。

### 分かりやすい言語での通知

通知は次の条件を満たさなければなりません。

1. 一般の人に理解できる言葉で書かれていること。そして
2. 保護者の母語または通常使用する他のコミュニケーション手段で提供されること。  
ただし、それが明らかに不可能である場合を除く。

保護者の母語や通常のコミュニケーション方法が書記言語でない場合、学区は以下を保証しなければなりません。

1. 通知が保護者の母語または通常使用する他のコミュニケーション方法で口頭または他の方法により翻訳されること。
2. 保護者が通知の内容を理解していること。そして
3. 上記 1 と 2 が満たされたことを示す書面証拠があること。

### 母語

#### 34 CFR § 300.29

「母語」とは、英語に十分な能力を持たない個人について使用される場合、次の意味を持ちます。

1. その人が通常使用する言語。お子さんの場合は、そのお子さんの保護者が通常使用する言語。
2. お子さんとの直接的なやりとり（評価を含む）においては、お子さんが家庭または学習環境で通常使用する言語。

聴覚障害者、視覚障害者、または書き言葉を持たない人の場合、「母語」とは、その人が通常使用するコミュニケーション手段（手話、点字、口頭言語など）を意味します。

### 電子メール

#### 34 CFR § 300.505

学区が保護者に文書を電子メールで受け取る選択肢を提供している場合、保護者は以下の文書を電子メールで受け取ることを選ぶことができます。

1. 事前の書面通知
2. 手続き上の保護措置に関する通知；および
3. 適正手続き申立てに関する通知

## 保護者の同意—定義

### 34 CFR § 300.9

#### 同意

「同意」とは次のことを意味します。

1. 保護者は、自身の母語または手話、点字、口頭による伝達などの他のコミュニケーション手段により、同意を与える措置に関するすべての情報について、十分な説明を受けています。
2. 保護者は、その措置について文書で理解し同意しており、その同意書には当該措置の内容が記載され、また開示される記録（ある場合）と、その記録の開示先が明記されています。
3. 同意は保護者の自由意思であり、いつでも撤回できることを理解していること。

子どもが特別支援教育や関連サービスの提供を受け始めた後に同意を撤回したい場合、書面で行わなければなりません。保護者が同意を撤回しても、同意を与えた後から撤回までの間にすでに実施された措置を無効にすることはできません。さらに、同意撤回後に特別支援教育や関連サービスを受けたという記録について、学区は教育記録を修正して削除する義務を負わない。

## 保護者の同意

### 34 CFR § 300.300

#### 初回評価に対する同意

学区は、IDEA パート B に基づきお子さんが特別支援教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかを判断するための初回評価を、事前に「**事前の書面による通知**」と「**保護者の同意**」の項に記載されているとおり、提案された措置について保護者に事前の書面通知を行い、保護者の同意を得ることなく実施することはできません。

学区は、お子さんが障害のあるお子さんかどうかを判断するために、初回評価に対する保護者の十分な理解に基づく同意を得るよう合理的な努力をしなければなりません。

初回評価に同意することは、学区が子どもに特別支援教育および関連サービスを開始することに同意したことを意味するものではない。

学区は、初回評価に関連するある 1 つのサービスや活動への同意拒否を理由に、保護者や子どもに対して他のサービス、給付、活動を拒否することはできない。ただし、IDEA パート B の別の規定で義務づけられている場合を除く。

お子さんが公立学校に在籍している、あるいは就学を希望している場合で、保護者が初回評価に同意せず、または同意要請に応じなかったとき、学区は IDEA の調停や適正手

手続き申立て、解決会議、公正な適正手続き審理の手続きを用いて初回評価を実施しようとすることはできますが、必須ではありません。このような状況で学区が子どもの評価を追求しない場合でも、学区が子どもを発見・特定・評価する義務に違反することにはなりません。

### 州の被後見児に対する初回評価に関する特別規定

お子さんが州の被後見児で、保護者と同居していない場合――

お子さんが障害のあるお子さんかどうかを判断するための初回評価について、次の場合には学区は保護者の同意を必要としません。

1. 学区が合理的な努力をしたにもかかわらず、お子さんの保護者を見つけられない場合。
2. 州法に基づき保護者の権利が終了している場合。
3. 裁判官が教育に関する決定権を保護者以外の当該者に付与し、その当該者が初回評価に同意した場合。

IDEAでいう「州の被後見児」とは、子どもが居住する州によって以下と定義される子どもを指す。

1. 里子。
2. 州法に基づき州の被後見児とされる子ども
3. 公的お子さん福祉機関の監護下にある子ども

ただし、知っておくべき例外が1つあります。IDEAにおける「親」の定義を満たす里親がいる場合、その里子は「州の被後見児」には含まれません。

### サービス提供に関する保護者の同意

学区は、子どもに特別支援教育および関連サービスを初めて提供する前に、保護者の十分な理解に基づく同意を得なければなりません。

学区は、子どもに特別支援教育および関連サービスを初めて提供する前に、保護者の十分な理解に基づく同意を得なければなりません。

保護者がお子さんに特別支援教育および関連サービスを初めて受けさせることへの同意を求められた際に応答しない場合、または同意を拒否するか、後に書面で同意を取り消した場合、学区は調停、適正手続き申立て、解決会議、公平な適正手続き審理といった手続きを用いて、保護者の同意なしにサービスを提供できるという合意や裁定を得ることはできません。

子どもが初めて特別支援教育および関連サービスを受けることについて保護者が同意を拒否するか、同意の要請に応じない、あるいは後に書面で同意を撤回し、学区がそのサービスを提供しなかった場合、学区は次のとおりです。

1. そのサービスを子どもに提供しなかったとしても、子どもに無償適切な公教育（FAPE）を提供する義務に違反することにはなりません。
2. 同意を求められた特別支援教育および関連サービスについて、学区は子どものためにIEP会議を開いたり、IEPを作成したりする必要はありません。

子どもが特別支援教育および関連サービスの提供を受け始めた後に保護者が書面で同意を取り消した場合、学区はそれらのサービスを継続して提供することはできません。ただし、サービスを中止する前に、「事前書面通知」で説明されているとおり、事前に書面通知を提供しなければなりません。

### 再評価に関する保護者の同意

学区は、お子さんの再評価を行う前に、保護者のインフォームド・コンセントを取得しなければなりません。ただし、学区が次のことを立証できる場合を除きます。

1. 学区がお子さんの再評価に対する保護者の同意を得るために合理的な手段を講じたこと。
2. 保護者が応答しなかったこと。

保護者が再評価に同意しない場合、学区は調停、適正手続き申立て、解決会議、公正な適正手続き審理の手続きを用いて、同意拒否を覆して再評価を進めることができます。そうしなければなりません義務はありません。初回評価と同様に、この状況で学区が再評価を追求しなくとも義務違反にはなりません。

### 保護者の同意を得るために合理的な努力を行ったことの文書化

学校は、初回評価、特別支援教育および関連サービスの初回提供、再評価、州の被後見児の初回評価に関する保護者の同意を得るために行った合理的な努力の記録を保持しなければなりません。その記録には、学区がこれらの分野で試みたことを示す内容を含めなければなりません。

1. 行った、または試みた電話の詳細な記録と、その結果を含めなければなりません。
2. 保護者に送付した書簡の写しと、受領した返信。
3. 自宅や勤務先を訪問した詳細な記録およびその結果を含めなければなりません。

### その他の同意要件

学区が以下を行う場合、保護者の同意は必要ない。

1. 1. 子どもの評価または再評価の一環として既存データを確認する場合。
2. 2. すべての子どもに実施されるテストや評価を子どもに行う場合。ただし、そのテストや評価の前にすべての保護者の同意が必要とされる場合を除く。

### フロリダ州特有の同意要件

フロリダ州では、保護者は以下について署名付きの同意を提供しなければなりません。

- 生徒が州全体の評価では認められていない授業上の配慮を受けること。保護者は、そのような配慮の意味を理解していることを文書で確認しなければなりません。
- 生徒がフロリダ州の代替達成基準に基づいて指導を受け、同基準に基づくフロリダ州の評価で評価されること。
- 生徒を特別支援教育センターに就学させること。

学区は、これらのサービスや活動への同意を保護者が拒否した場合でも、お子さんに無償かつ適切な公教育（FAPE）を提供し損なうことがないよう、手続きを策定し実施しなければなりません。学区は、初回評価に関連するある1つのサービスや活動への同意拒否を理由に、保護者や子どもに対して他のサービス、給付、活動を拒否することはできない。ただし、IDEAパートBの別の規定で義務づけられている場合を除く。

保護者が自費でお子さんを私立学校に通わせている場合やホームスクールをしている場合に、お子さんの初回評価や再評価に同意しない、または同意要請に応じないとき、学区は調停、適正手続き申立て、解決会議、公正な適正手続き審理といった紛争解決手続きを用いることはできず、またお子さんを公平なサービス（障害のある私立学校在籍お子さんの一部に提供されるサービス）の対象とみなす義務もありません。

## 独立教育評価

### 34 CFR § 300.502

#### 一般規定

以下のとおり、保護者は学区が実施したお子さんの評価に同意しない場合、お子さんについて独立教育評価（IEE）を受ける権利があります。

保護者が IEE を求める場合、学区は、IEE を受けられる場所および IEE に適用される学区の基準に関する情報を提供しなければなりません。

#### 定義

独立教育評価とは、お子さんの教育を担当する学区に雇用されていない有資格の評価者によって実施される評価を意味します。

公費とは、学区が評価費用の全額を負担するか、または評価が保護者に無償で提供されることを学区が確保することをいう。

IDEA パート B の規定に従い、各州は州内で利用可能な州、地方、連邦、民間の支援資源を用いて、IDEA パート B の要件を満たすことができます。

### 公費による評価を受ける権利

保護者は、学区が実施したお子さんの評価に同意しない場合、次の条件のもとで公費による IEE を受ける権利があります。

1. 保護者が公費による IEE を求める場合、学区は不必要的遅延なく、次のいずれかを行わなければなりません。**(a)** 学区が実施した評価が適切であることを示すために、適正手続き申立てを申し立て、審理を求める。**(b)** 学区が審理において保護者が取得した評価が学区の基準を満たしていないことを示さない限り、公費による IEE を提供します。
2. 学区が審理を申し立て、最終決定で学区の評価が適切であるとされた場合でも、保護者は IEE を受ける権利を持ちますが、その場合は公費によるものではありません。
3. 保護者がお子さんの IEE を求めた場合、学区は保護者が学区の評価に異議を唱える理由を尋ねることができます。しかし、学区は説明を強制することはできず、公費による IEE の提供や、学区の評価を擁護するための適正手続き審理を求める申立ての申し立てを不当に遅らせることはできません。

学区が実施した評価に保護者が同意しない場合、保護者はその都度 1 回のみ、公費による IEE を受ける権利があります。

### 保護者が開始した評価

保護者がお子さんについて公費による IEE を取得した場合、または私費で取得した評価を学区と共有した場合：

1. 学区は、その評価が IEE に関する学区の基準を満たす場合、お子さんへの無償適切な公教育 (FAPE) の提供に関するあらゆる決定において、その評価結果を考慮しなければなりません。そして、
2. 保護者または学区は、その評価をお子さんに関する適正手続き審理において証拠として提出することができます。

### 審理官による評価の要求

適正手続き審理の一環として審理官がお子さんの IEE を要請した場合、その評価費用は公費で負担されなければなりません。

### 学区の基準

公費による IEE の場合、評価の場所や評価者の資格を含む評価の基準は、学区が評価を開始するときに用いる基準と同一でなければなりません（その基準が IEE を受ける保護者の権利と一致する範囲において）。

上記の基準を除き、学区は公費による IEE の取得に関して条件や期限を課すことはできません。

## | 情報の機密保持

### 定義

#### 34 CFR § 300.611

「情報の機密保持」という見出いで用いられる用語は以下のとおりです。

- ・ 「廃棄」とは、情報から個人識別子を除去し、当該情報が個人を特定できないようにする物理的破壊または削除をいう。
- ・ 「教育記録」とは、34 CFR Part 99（1974年家庭教育権利およびプライバシー法（FERPA）を実施する規則）における「教育記録」の定義に含まれる記録の種類を意味します。
- ・ 「参加機関」とは、IDEA Part Bに基づいて個人を特定できる情報を収集、保持、利用する、またはそこから情報を取得する学区、機関、または施設を意味します。

### 9 個人識別可能情報

#### 34 CFR § 300.32

「個人識別可能」とは、次を含む情報をいう。

- (a) お子さんの氏名、保護者としての氏名、または他の家族の氏名。
- (b) お子さんの住所。
- (c) お子さんの社会保障番号や学籍番号などの個人識別子。
- (d) 子どもを合理的な確実性をもって特定できる個人の特徴やその他の情報。

### 保護者への通知

#### 34 CFR § 300.612

州教育機関は、個人を特定できる情報の機密性について保護者に十分に知らせるための適切な通知を行わなければなりません。その内容には以下が含まれます。

1. 州内のさまざまな人口集団の母語で通知がどの程度行われるかの説明。
2. 個人を特定できる情報が保持されているお子さん、その求められる情報の種類、州が情報収集に用いる方法（収集元を含む）、およびその情報の利用目的に関する説明。

3. 参加機関が個人を特定できる情報の保管、第三者への開示、保存、破棄に関して従わなければなりません方針および手続きの概要。
4. この情報に関して保護者およびお子さんが有するすべての権利の説明（FERPAおよびその実施規則34 CFR Part 99に基づく権利を含む）。

特別教育および関連サービスを必要とするお子さんを特定、探索、評価するための主要な活動（「チャイルド・ファインド」とも呼ばれる）を行う前に、この通知は新聞やその他のメディアで公表または告知され、州全体の保護者にこれらの活動が知らされるようしなければなりません。

## 閲覧権

### 34 CFR § 300.613

参加機関は、学区が IDEA Part B に基づいて収集、保持、または使用しているお子さんに関する教育記録を、保護者が閲覧・確認できるようにしなければなりません。参加機関は、保護者がお子さんの教育記録を閲覧・確認するという要求に対し、不必要な遅延なく、かつ IEP に関する会議、または公正な適正手続き審理（解決会議や懲戒に関する審理を含む）の前に対応しなければなりません。また、その対応は要求を受けてから45暦日以内に行われなければなりません。

教育記録を閲覧・確認する権利には以下が含まれます。

1. 記録の説明や解釈について合理的な要求をした場合、参加機関から回答を受ける権利。
2. 記録の写しを受け取らなければ効果的に閲覧・確認できない場合に、その写しの提供を参加機関に求める権利。
3. 保護者の代理人が記録を閲覧・確認する権利。

参加機関は、後見、別居、離婚などを規定する適用州法に基づいて保護者に権限がないことが通知されていない限り、保護者がお子さんに関する記録を閲覧・確認する権限を有すると推定してよいとされています。

## 閲覧記録

### 34 CFR § 300.614

各参加機関は、IDEA Part Bに基づき収集、保持、または使用される教育記録にアクセスした関係者の記録を保持しなければなりません（保護者および参加機関の権限を与えられた職員によるアクセスを除く）。記録には、アクセスした者の氏名、アクセスが認められた日付、記録の使用を許可された目的を含める必要があります。

## 複数の子どもに関する記録

### 34 CFR § 300.615

教育記録に複数のお子さんに関する情報が含まれている場合、それぞれのお子さんの保護者は、自分の子どもに関する情報のみを閲覧・確認する権利、またはその特定の情報を知らされる権利を有します。

## 情報の種類と所在の一覧

### 34 CFR § 300.616

要求があれば、各参加機関は、その機関が収集、保持、または使用している教育記録の種類と所在の一覧を保護者に提供しなければなりません。

## 手数料

### 34 CFR § 300.617

各参加機関は、IDEA Part Bの下で保護者のために作成された記録の写しについて手数料を請求することができます。ただし、その手数料が保護者の閲覧・確認の権利を実質的に妨げるものであってはなりません。

参加機関は、IDEA Part Bに基づいて情報を検索または取得することに対して手数料を請求することはできません。

## 保護者の請求による記録の修正

### 34 CFR § 300.618

保護者は、IDEA Part Bに基づき収集、保持、または使用されているお子さんに関する教育記録の情報が不正確、誤解を招く、またはお子さんのプライバシーその他の権利を侵害していると考える場合、その情報を保持する参加機関に対して修正を要請することができます。

参加機関は、保護者の要請を受け取ってから合理的な期間内に、その要請に従って情報を修正するかどうかを決定しなければなりません。

参加機関が保護者の要請に従って情報を修正することを拒否する場合、保護者にその拒否を通知し、「審理の機会」の項に記載されているように、審理を受ける権利について知らせなければなりません。

## 審理の機会

### 34 CFR § 300.619

参加機関は、保護者の要求があれば、お子さんに関する教育記録の情報が不正確、誤解を招く、またはお子さんのプライバシーその他の権利を侵害していないことを確認するために、その情報に異議を唱える審理の機会を提供しなければなりません。

## 審理手続

### 34 CFR § 300.621

教育記録の情報に異議を唱える審理は、FERPAに基づくそのような審理の手続きに従って実施されなければなりません。

## 審理の結果

### 34 CFR § 300.620

審理の結果、参加機関がその情報が不正確、誤解を招く、またはお子さんのプライバシーその他の権利を侵害していると判断した場合、その情報を適切に修正し、保護者に書面で通知しなければなりません。

審理の結果、参加機関がその情報は不正確でも誤解を招くものでもなく、またお子さんのプライバシーその他の権利を侵害していないと判断した場合、参加機関は、保護者がお子さんに関して保持されている記録に、その情報に対する意見や参加機関の決定に不同意である理由を記載した声明を置く権利があることを保護者に通知しなければなりません。

お子さんの記録に置かれたそのような説明は次の条件を満たさなければなりません。

1. その記録または争われている部分が参加機関によって保持されている間は、参加機関によってお子さんの記録の一部として保持されること。
2. 参加機関が第三者にお子さんの記録または争われている情報を開示する場合、その説明も併せて開示されなければなりません。

## 12 個人識別可能情報の開示に対する同意

### 34 CFR § 300.622

情報が教育記録に含まれており、かつ FERPA の下で保護者の同意なしに開示が認められている場合を除き、個人を特定できる情報を参加機関の職員以外の第三者に開示する前に、保護者の同意を得なければなりません。以下に規定された状況を除き、IDEA

Part B の要件を満たす目的で個人を特定できる情報を参加機関の職員に開示する場合には、保護者の同意は必要ありません。

州法に基づき成年に達した対象お子さんの同意、または保護者の同意は、移行サービスを提供または支払う参加機関の職員に個人を特定できる情報を開示する前に得なければなりません。

お子さんが現在通っている、または今後通う予定の私立学校が保護者の居住する学区外にある場合、当該私立学校の所在学区と居住学区の職員の間でお子さんに関する個人を特定できる情報が開示される前に、保護者の同意を得なければなりません。

## 保護措置

### 34 CFR § 300.623

各参加機関は、個人を特定できる情報について、収集、保管、開示、破棄の各段階で機密性を保護しなければなりません。

各参加機関において、個人を特定できる情報の機密性を確保する責任を負う職員を1名指名しなければなりません。

個人を特定できる情報を収集または使用するすべての者は、IDEA Part BおよびFERPAに基づく州の機密保持に関する方針や手続きについて訓練または指導を受けなければなりません。

各参加機関は、個人を特定できる情報にアクセスできる職員の氏名と職位の最新一覧を作成し、一般が閲覧できるように維持しなければなりません。

## 13 情報の廃棄

### 34 CFR § 300.624

学区は、IDEA Part Bに基づき収集、保持、または使用された個人を特定できる情報が、お子さんに教育サービスを提供するために必要でなくなった場合、その旨を保護者に通知しなければなりません。

保護者の要請があれば、その情報は破棄されなければなりません。ただし、お子さんの氏名、住所、電話番号、成績、出席記録、履修した授業、修了学年および修了年の恒久的記録は、期限なく保持される場合があります。

## 州への申立て手続き

### 適正手続き申立て・審理手続きと州への申立て手続きの違い

IDEA Part B の規則は、州への申立て手続きと、適正手続き申立ておよび審理のために、それぞれ別個の手続きを定めています。以下に説明するように、個人または組織は、学区、州教育機関、またはその他の公的機関による Part B 要件の違反を主張して、州の申立てを申し立てることができます。障害のあるお子さんの障害の認定、評価、または就学先を新たに決定または変更する提案や拒否、あるいはお子さんへの FAPE の提供に関する事案について、適正手続に基づく申立てを申し立てができるのは、保護者または学区のみです。州教育機関の職員は、通常、州への申立て手続を 60 曆日以内に解決しなければなりません（期限が正当に延長された場合を除きます）。一方、適正手続き申立ては、解決会議や調停によって解決されない場合、公正な審理官が審理を行い、本書の「解決手続」の項に記載されているように、解決期間終了後 45 曆日以内に書面による決定を下さなければなりません。ただし、審理官が保護者または学区の要請に基づき特定の延長を認めた場合はこの限りではありません。州への申立て手続きと適正手続き申立て、解決および審理の手続きについては、以下でより詳しく説明します。州教育機関は、「モデル様式」の項に記載されているように、保護者が適正手続き申立てを申し立てる際、または保護者やその他の当事者が州への申立てを申し立てる際に役立つモデル様式を作成しなければなりません。

### 州への申立て手続きの採用

#### 34 CFR § 300.151

##### 一般規定

各州教育機関は以下のための書面による手続きを定めなければなりません。

1. 他州の組織や個人によって提出されたものを含む、すべての申立てを解決すること。
2. 州教育機関に申立てを申し立てること。
3. 州への申立て手続きを、保護者研修・情報センター、保護・擁護機関、自立生活センター、その他の適切な団体を含む保護者や関心のある個人に広く周知すること。

### 適切なサービスの否定に対する救済措置

州教育機関が適切なサービスを提供していなかったと認定した州の申立てを解決する際、州教育機関は以下に対応しなければなりません。

1. 適切なサービスを提供しないこと（代償的サービスや金銭的補償など、お子さんのニーズに対応するための是正措置を含みます）、そして
2. 障害のあるすべてのお子さんに対する将来の適切なサービスの提供。

## 最低限の州への申立て手続き

### 34 CFR § 300.152

#### 期限及び最低限の手続

各州教育機関は、州への申立て手続きにおいて、申立て提出後 60 曆日以内という期限を設け、以下を行わなければなりません。

1. 州教育機関が調査が必要と判断した場合に、独立した現地調査を実施します。
2. 申立て申立人に対し、申立ての主張に関する追加情報を口頭または書面で提出する機会を与える。
3. 学区または他の公的機関に申立てに対応する機会を与える。その際、少なくとも以下を含む。**(a)** 機関の選択により、申立て解決の提案を行うこと。**そして(b)** 申立てを申し立てた保護者と機関が、任意で調停に参加することに合意する機会。
4. 関連するすべての情報を確認し、学区または他の公的機関がIDEA Part Bの要件に違反しているかどうかについて独立した判断を下す。そして
5. 申立ての各主張に対応し、次の内容を含む書面による決定を申立人に出さなければなりません。**(a)** 事実認定と結論、**そして(b)** 州教育機関の最終決定の理由。

#### 期限の延長・最終決定・実施

上記の州教育機関の手続きには、以下も含まれなければなりません。

1. 60曆日の期限延長を認めるのは次の場合に限られます。**(a)** 特定の州の申立てに特別な事情がある場合、または**(b)** 保護者と関与する学区または他の公的機関が、州で利用可能な調停やその他の紛争解決手段を通じて問題解決のために期限を延長することに任意で合意した場合。
2. 必要に応じて、州教育機関の最終決定を効果的に実施するための手続きを含めなければなりません。その手続きには、次のものが含まれます。**(a)** 技術的支援活動、**(b)** 協議、**(c)** 法令遵守を達成するための是正措置。

## 州への申立て手続きと適正手続き審理

「適正手続き申立ての提出」の項に記載されているように、適正手続き審理の対象となっている事項を含む州への申立てが書面で提出された場合、または州への申立て手続きに複数の問題が含まれ、そのうちの1つ以上がその審理の一部である場合、州はその審理で取り扱われている部分を審理が終了するまで取り置かなければなりません。州への申立ての中で適正手続き審理の対象ではない問題については、上記の期限および手続きを用いて解決しなければなりません。

州への申立てで提起された問題が、同じ当事者（例えば保護者と学区）を含む適正手続き審理で既に決定されている場合、その決定は当該問題に拘束力を持ち、州教育機関は申立人にその決定が拘束力を持つことを通知しなければなりません。

学区や他の公的機関が適正手続き審理の決定を実施しなかったとする申立ては、州教育機関が解決しなければなりません。

## 州への申立て手続き

### 34 CFR § 300.153

組織または個人は、上記の手続きに従って署名付きの書面による州への申立て手続きを提出することができます。

州への申立て手続きには次の事項を記載しなければなりません。

1. 1. 学区または他の公的機関が、IDEA Part B またはその実施規則（34 CFR Part 300）の要件に違反したことを述べた文。
2. 2. その文の根拠となる事実。
3. 申立当事者の署名と連絡先情報。そして、
4. 4. 特定のお子さんに関する違反を主張する場合：
  - (a) お子さんの氏名および住所。
  - (b) お子さんが在籍している学校名。
  - (c) ホームレスのお子さんまたは青少年の場合、可能な範囲での連絡先情報および在籍している学校名。
  - (d) お子さんの問題の性質を説明した文（問題に関する事実を含む）。
  - (e) 申立提出時に申立人が把握している範囲での、問題解決のための提案。

申立ては、「州への申立て手続の採用」の項に記載されているとおり、受理日からさかのぼって1年以内に発生した違反を主張するものでなければなりません。

州への申立てを提出する当事者は、州教育機関に申立てを提出する際、同時にお子さんにサービスを提供している学区または他の公的機関にもその写しを送付しなければなりません。

## 適正手続き申立て手続

### 適正手続き申立ての提出

#### 34 CFR § 300.507

##### 一般規定

保護者または学区は、お子さんの認定、評価、就学先、または無償かつ適切な公教育（FAPE）の提供を開始または変更する提案、もしくはそれを拒否することに関連するいかなる事項についても、適正手続き申立てを提出することができます。

適正手続き申立てでは、その申立ての根拠となる行為について、保護者または学区が知っていた、あるいは知っているべきであった時点からさかのぼって2年以内に発生した違反を主張しなければなりません。

上記の期限は、次の理由により適正手続き申立てを期限内に提出できなかった場合には、保護者には適用されません。

1. 学区が、申立てで特定された問題を解決したと虚偽の説明をした場合。
2. 学区が、IDEA Part Bに基づき提供する義務のある情報を保護者から意図的に隠した場合。

##### 保護者への情報

学区は、保護者が情報を求めた場合、または保護者または学区が適正手続き申立てを提出した場合には、その地域で利用可能な無償または低額の法的サービスその他の関連サービスについて、保護者に通知しなければなりません。

### 適正手続き申立て

#### 34 CFR § 300.508

##### 一般規定

審理を請求するためには、保護者または学区（または保護者の弁護士もしくは学区の弁護士）が、相手方に適正手続き申立てを提出しなければなりません。その申立てには、以下に掲げるすべての内容を含めなければならず、秘密として保持しなければなりません。

申立てを提出する者は、州教育機関にもその写しを提出しなければなりません。

### 申立ての内容

適正手続き申立てには次の事項を含めなければなりません。

1. お子さんの氏名
2. お子さんの住所
3. お子さんが在籍している学校名
4. お子さんがホームレスのお子さんまたは青少年である場合、お子さんの連絡先情報および学校名
5. 提案または拒否された行為に関連するお子さんの問題の性質に関する説明（その問題に関連する事実を含む）。
6. その時点で申立当事者（保護者、または学区）が知り得て利用可能な範囲での、問題の解決案。

### 適正手続き申立てに関する審理の前に必要な通知

保護者または学区（または保護者の弁護士もしくは学区の弁護士）が、上記の情報を含む適正手続き申立てを提出するまで、保護者または学区は適正手続き審理を受けることはできません。

### 申立ての適法性（充足性）

適正手続き申立てを進めるためには、その申立てが適法（充足）であると認められなければなりません。適正手続き申立ては、上記の内容要件を満たしているとみなされます。ただし、適正手続き申立てを受領した当事者（保護者または学区）が、受領から15暦日以内に、審理担当官および相手方に対して書面で、当該申立てが上記の要件を満たしていないと考える旨を通知した場合はこの限りではありません。

受領した当事者（保護者または学区）が当該適正手続き申立ては不十分であると考える旨の通知を受けてから5暦日以内に、審理担当官は当該適正手続き申立てが上記の要件を満たしているかどうかを決定し、直ちに書面で保護者および学区に通知しなければなりません。

### 申立ての修正

保護者または学区は、次の場合にのみ申立てを修正することができます。

1. 相手方が書面で修正を承認し、「解決手続」の項に記載されている解決会議を通じて適正手続き申立てを解決する機会が与えられた場合。
2. 適正手続き審理が開始される少なくとも5日前までに、審理官が修正を認めた場合。

申立当事者（保護者、または学区）が適正手続き請求に変更を加える場合、解決会議の期日（請求を受理してから 15 暦日以内）および解決のための期間（請求を受理してから 30 暦日以内）は、修正された請求が提出された日から再び起算されます。

### 地方教育機関または学区の適正手続き申立てへの対応

学区が、適正手続き申立てに含まれる事項について、「事前の書面通知」の項に記載されているような事前の書面通知を保護者に送っていない場合、学区は申立てを受け取ってから 10 暦日以内に、以下を含む回答を保護者に送付しなければなりません。

1. 学区が適正手続き申立てで取り上げられた行為を提案または拒否した理由の説明。
2. お子さんのIEPチームが検討した他の選択肢と、それらが拒否された理由の説明。
3. 学区が提案または拒否の根拠として用いた各評価手続き、アセスメント、記録、または報告の説明。そして、
4. 学区の提案または拒否に関連するその他の要因の説明。

上記1～4の情報を提供しても、学区が「保護者の適正手続き申立ては不十分である」と主張することを妨げるものではありません。

### 他の当事者による適正手続き申立てへの対応

直前の小見出し「地方教育機関または学区の適正手続き申立てへの対応」に記載されている場合を除き、適正手続き申立てを受け取った当事者は、申立てを受け取ってから 10 暦日以内に、申立てに記載された問題に具体的に対応する回答を相手方に送付しなければなりません。

#### フロリダ州特有の適正手続き要件

さらに、フロリダ州法第 1008.212 条に従い、学区教育長が、お子さんに州の評価参加からの特別免除を与えるよう要請し、教育長官がその要請を拒否した場合、保護者は迅速な適正手続き審理を求める権利を有します。この要請はフロリダ州教育省に提出され、その後、教育省がフロリダ州行政審判局に対して適正手続きの申立てを行います。

## モデル様式

### 34 CFR § 300.509

州教育機関は、保護者が適正手続き申立てを申し立てる際、また保護者や他の当事者が州に申立てを申し立てる際に役立つモデル様式を作成しなければなりません。ただし、FDOE 又は学区は、これらのモデル様式の使用を義務付けてはなりません。実際には、

モデル様式でなくても、必要な情報を含んでいれば、適正手続き申立てや州への申立てを申し立てるために、他の適切な様式を使用することもできます。

## 調停

### 34 CFR § 300.506

#### 一般規定

学区は、適正手続き請求の提出前に生じた事項を含め、IDEA Part Bに基づくあらゆる事項に関する意見の相違を、保護者と学区が解決できるようにするために、調停を利用可能にする手続きを策定しなければなりません。

したがって、調停は IDEA Part Bに基づく紛争を解決するために利用可能であり、それは、「適正手続き請求の提出」の項目に記載されているように、保護者が適正手続き請求を提出して適正手続き審理を求めているかどうかにかかわらず利用できます。

#### 必要条件

手続きは、調停が次の要件を満たすようにしなければなりません。

1. (1) 保護者と学区の双方にとって任意であること。
2. 保護者の適正手続き審理の権利や、IDEAパートBに基づくその他の権利を否定または遅延させるために利用されないこと。そして、
3. (3) 効果的な調停技法の訓練を受けた有資格かつ公平な調停人によって実施されること。

学区は、調停手続きを利用しないことを選択した保護者と学校に対して、保護者にとって便利な時間と場所で、中立的な第三者と会う機会を提供する手続きを策定することができます。

1. その第三者は、適切な代替的紛争解決機関、または州内の保護者研修・情報センター、地域保護者リソースセンターと契約している者であり、そして、
2. 調停手続きの利点を説明し、その利用を促す者でなければなりません。

州は、特別支援教育および関連サービスの提供に関する法律や規則に精通した有資格の調停人の名簿を保持しなければなりません。FDOEは、無作為、輪番、またはその他公正な方法で調停人を選任しなければなりません。

FDOEは、会議費用を含む調停手続きの費用を負担します。

調停手続きの各会合は、適時に予定され、保護者と学区双方にとって便利な場所で開催されなければなりません。

保護者と学区が調停により紛争を解決した場合、両当事者は解決内容を明記した法的拘束力のある合意書を作成しなければなりません。

1. 調停中に行われたすべての議論は機密扱いとし、後の適正手続き審理や民事訴訟で証拠として使用できないことを明記します。

2. 保護者および学区を拘束する権限を有する学区代表者の署名があること。

書面で署名された調停合意は、州法の下でこの種の事件を審理する権限を持つ州裁判所や、米国地方裁判所において執行可能です。

調停過程で行われた議論は秘密にしなければなりません。それらは、IDEAのPart Bによる支援を受けている州の連邦裁判所または州裁判所における将来の適正手続き審理や民事訴訟で証拠として使用することはできません。

### 調停人の公正性

調停人は次の条件を満たさなければなりません。

1. 州教育機関（SEA）や、子どもの教育やケアに関与する学区の職員であってはなりません。
2. 公正性と相反するような個人的または職業的利害関係を持ってはなりません。

調停人としての資格を有する者は、調停人として勤務するために州機関または学区から報酬を受けているという理由だけで、その機関や学区の職員と見なされることはありません。

### フロリダ州特有の調停人要件

有資格人とみなされるためには、フロリダ州最高裁判所の認定を受け、制裁歴がないことが必要です。

## 解決手続

### 34 CFR § 300.510

#### 解決会議

適正手続き審理の機会に先立ち、学区は、保護者及び適正手続き申立てに記載の事実に具体的知見を有する IEP チームの関係メンバーとの会議を開催しなければなりません。当該会議は次を満たさなければなりません。

1. (1) 学区を代表して意思決定権限を有する者を含むこと。そして、
2. (2) 保護者が弁護士を同伴しない限り、学区の弁護士を含めてはなりません。

保護者と学区は、この会議に出席すべき IEP チームの関係メンバーを決定します。

会議の目的は、保護者が適正手続き申立て及びその根拠事実を説明し、学区に紛争解決の機会を与えることです。

次の場合、解決会議は不要です。

1. (1) 保護者と学区が書面で会議の放棄に合意したとき。または、
2. (2) 保護者と学区が「調停」の項に定める調停手続の利用に合意したとき。

### 解決期間

学区が適正手続に基づく申立てを受理してから30暦日以内に、その申立てが保護者の満足のいく形で解決されなかった場合（解決手続きの期間中）、適正手続き審理が行われることがあります。

「審理の決定」の項に記載されているように、最終的な適正手続き審理の決定を出すための45暦日の期限は、30暦日の解決期間が終了した時点で開始されます。ただし、後述のとおり、30暦日の解決期間が調整された場合には、その調整後の期間終了時点で開始されます。

保護者と学区が解決会議の放棄または調停の利用に合意していない限り、保護者が解決会議に参加しない場合、会議が開催されるまで解決手続きおよび適正手続き審理の期限は延期される。

学区が合理的な努力を行い、その努力を記録に残したにもかかわらず、保護者の解決会議への参加を得られなかった場合、学区は30暦日の解決期間の終了時に、審理官に対し適正手続き申立ての却下を求めることができます。そのような努力の記録には、学区が双方が合意できる時間や場所の調整を試みた内容を含めなければなりません。例えば次のようなものです。

1. 行った、または試みた電話の詳細な記録と、その結果を含めなければなりません。
2. 保護者に送付した書簡の写しと、受領した返信。
3. 自宅や勤務先を訪問した詳細な記録およびその結果を含めなければなりません。

学区が適正手続き申立て通知を受け取ってから15日以内に解決会議を開催しない場合、または会議に参加しない場合、保護者は審理担当官に対して適正手続き審理の期限を開始するよう求めることができます。

### 30日間の解決期間の調整

1. 保護者と学区が書面で解決会議を放棄することに合意した場合、適正手続き審理の45日間の期限は翌日から始まる。

解決期間の開始後30日が経過する前に、保護者と学区が書面で合意不成立を確認した場合、適正手続き審理の45日間の期限は翌日から始まる。

保護者と学区が調停手続きを利用することに合意したもの、まだ合意に至っていない場合には、双方が文書で継続に同意すれば、30暦日の解決期間終了後も調停手続きを合意に至るまで続けることができます。保護者と学区が書面で解決会議を放棄することに合意した場合、適正手続き審理の45日間の期限は翌日から始まる。

### 書面による和解合意

解決会議において紛争の解決に達した場合、保護者と学区は次の条件を満たす法的拘束力のある合意書を作成しなければなりません。

1. 1. 保護者および学区を拘束する権限を有する学区代表者の署名があること。
2. 解決合意は、当該種類の事件を審理する権限を持つ州裁判所、米国地方裁判所、または州において解決合意の執行を求める仕組みや手続きを認めている場合には州教育機関によって、執行可能です。

### 合意の見直し期間

保護者と学区が解決会議の結果として合意に至った場合、双方（保護者または学区）は、その合意に署名した日から3営業日以内であれば、合意を無効にすることができます。

## 適正手続き申立てに関する審理

### 24 公正な適正手続き審理

#### 34 CFR § 300.511

##### 一般規定

適正手続き申立てが申し立てられた場合、保護者または学区は、「適正手続き申立ておよび解決手続き」の項に記載されているとおり、公正な適正手続き審理の機会を持たなければなりません。

##### フロリダ州特有の適正手続き要件

フロリダ州では、行政審判部門（Florida Division of Administrative Hearings）が適正手続き審理を開催する責任を負います。

##### 公正な審理官

少なくとも、審理官は次の要件を満たさなければなりません。

1. 州教育機関（SEA）や子どもの教育やケアに関与する学区の職員であってはなりません。ただし、機関から審理官としての職務に対して報酬を受けているという理由だけで、その人がその機関の職員と見なされることはありません。
2. 審理における審理官の客觀性と相反するような個人的または職業的利害関係をしてはなりません。
3. IDEAの規定、IDEAに関連する連邦および州の規則、連邦および州裁判所によるIDEAの法的解釈について十分な知識と理解を有していなければなりません。
4. 審理を実施し、適切な標準的法的手続に従って判断を行い、その判断を書面にする知識と能力を有していなければなりません。

各学区は、審理官として従事する者の一覧を保持し、その中に各担当官の資格に関する記述を含めなければなりません。

##### 適正手続き審理の対象事項

相手方の同意がない限り、適正手続き申立ての提出者は、申立てに記載していない事項を審理で主張することはできません。

## 審理を請求するための期限

保護者又は学区は、適正手続き申立ての根拠となる問題を知った又は知り得た日から2年以内に、適正手続き審理を請求しなければなりません。

## 期限の例外

次の場合には、上記の期限は適用されません。

1. 学区が、保護者の申立てで取り上げられている問題を解決済みであると、事実と異なる説明を行った場合。
2. 学区が、IDEA Part Bに基づき提供する義務のある情報を保護者から意図的に隠した場合。

## 審理における権利

### 34 CFR § 300.512

#### 一般規定

保護者には、適正手続き審理において自己を代理する権利があります。さらに、適正手続き審理の当事者（懲戒手続きに関する審理を含む）には、次の権利があります。

1. 弁護士及び／又は障害のある子どもの課題に関し特別な知識・訓練を有する者の同伴と助言を受けること。
2. 弁護士または弁護士以外の代理人によって適正手続き審理において代理される権利。
3. 証拠を提出し、証人と対質し、反対尋問を行い、証人の出頭を求めるここと。
4. 審理の少なくとも5営業日前までに当該当事者に開示されていない証拠の提出を禁止すること。
5. 審理の逐語記録を文書又は希望により電子的に入手すること。
6. 事実認定及び決定書を文書又は希望により電子的に入手すること。

#### 追加情報の開示

審理の少なくとも5営業日前までに、保護者及び学区は、それまでに完了したすべての評価及びそれに基づく勧告で、審理で用いる予定のものを相互に開示しなければなりません。

審理官は、この要件に従わない当事者が、相手方の同意なく当該評価又は勧告を審理で提出することを禁止することができる。

## 審理における保護者の権利

保護者には次の権利が与えられなければなりません。

1. お子さんを審理に同席させる権利。
2. を公開とすること。
3. 3. 審理記録、事実認定及び決定書の無償交付を受けること。

## 一般規定

保護者は、適正手続き審理（懲戒手続きに関する審理を含む）や、「決定の不服申立て・公正な審査」の項に記載されている追加証拠を受け取るための不服申立てにおいて、自己を代理する権利があります。さらに、審理の当事者には次の権利があります。

1. 1. 弁護士及び／又は障害のある子どもの課題に関し特別な知識・訓練を有する者の同伴と助言を受けること。
2. 弁護士によって審理で代理される権利。
3. 2. 証拠を提出し、証人と対質し、反対尋問を行い、証人の出頭を求めるこ。
4. 3. 審理の少なくとも5営業日前までに当該当事者に開示されていない証拠の提出を禁止すること。
5. 4. 審理の逐語記録を文書又は希望により電子的に入手すること。
6. 5. 事実認定及び決定書を文書又は希望により電子的に入手すること。

### フロリダ州特有の適正手続き要件

フロリダ州では、当事者はフロリダ州行政規則（F.A.C.）の規則 28-106.106 および 28-106.107 に定義される有資格の代理人によって、適正手続き審理で代理される権利も有します。

## 審理の決定

### 34 CFR § 300.513

#### 審理官の決定

お子さんが適切な教育（FAPE）を受けたかどうかに関する審理官の決定は、FAPEに直接関連する証拠および主張に基づいて行われなければなりません。

手続違反が主張される場合、審理官は、次のときに限り子どもが FAPE を受けなかつたと認定できる。

1. お子さんのFAPEを受ける権利を妨害した場合。
2. (2) 子どものFAPE提供に関する意思決定過程への保護者の参加機会を著しく妨げたとき。
3. お子さんが教育上の利益を奪われた場合。

上記の規定はいずれも、審理官が学区に対し、IDEA 第 B 編の連邦規則（34 CFR §§ 300.500～300.536）の手続き的保護の条項に従うよう命じることを妨げるものとして解釈されることはなりません。

#### 別個の適正手続き審理の申立て

IDEA パートBの連邦規則（34 CFR §§ 300.500～300.536）の手続き的保護の条項には、既に提出された適正手続き申立てとは別の問題について、新たに適正手続き申立てを申し立てることを妨げると解釈できる規定はありません。

#### 調査結果および決定は、助言委員会および一般市民に公表

州教育機関または学区（審理の責任を負った方）は、個人を特定できる情報を削除した上で、次のことを行わなければなりません。

1. 適正手続き審理または不服申立ての決定内容を州特別支援教育助言委員会に提供すること。
2. これらの認定事項と決定を公に公開しなければなりません。

## |不服申立て

### 28 決定の確定・不服申し立て・公正な審査

#### 34 CFR § 300.514

##### 審理決定の確定性

適正手続きに基づく審理（懲戒手続きに関する審理を含む）で下された決定は確定します。ただし、審理に関与した当事者（保護者または学区）は、「民事訴訟（提起可能期間を含む）」の項に記載されているように、民事訴訟を提起することでその決定を不服として申し立てることができます。

### 審理・審査の期限と利便性

#### 34 CFR § 300.515

州教育機関は、解決会議の 30 曆日間の期間終了後、または「30 日間の解決期間の調整」の小見出しに記載されている調整後の期間終了後、45 曆日以内に、次のことを確実にしなければなりません。

1. 審理において最終決定が下されること。
2. 決定の写しが各当事者に郵送されること。

審理官は、いずれかの当事者（保護者または学区）の要請に基づき、上記の 45 曆日を超える特定の延長を認めることができます。

各審理は、保護者とお子さんにとって合理的に都合のよい時間と場所で実施されなければなりません。

### 民事訴訟（提起可能期間を含む）

#### 34 CFR § 300.516

##### 一般規定

適正手続き審理（懲戒手続きに関する審理を含みます）における認定および決定に同意しない当事者（保護者または学区）は、その審理の対象となった事項について民事訴訟を提起する権利があります。その訴訟は、当該類型の事件を審理する権限を有する州裁判所、または争点となる金額にかかわらず合衆国地方裁判所に提起することができます。

## 期間制限

訴訟を提起する当事者（保護者または学区）は、審理官の決定の日から 90 曆日以内に民事訴訟を提起しなければなりません。

## 追加手続き

いかなる民事訴訟においても、裁判所は次の権限を有します。

1. 行政手続きの記録を受理すること。
2. 保護者または学区の要請に応じて、追加証拠を聴取すること。
3. 証拠の優越に基づいて決定を下し、裁判所が適切と判断する救済を認めること。

適切な状況においては、司法による救済には私立学校の授業料の返還や補償的教育サービスが含まれる場合があります。

## 地方裁判所の管轄権

米国地方裁判所は、争点の金額にかかわらず、IDEA パート B に基づいて提起された訴訟について判決を下す権限を有しています。

## 解釈規定

さらに、IDEA パート B に基づいて提起された訴訟または手続において、州教育機関または学区が勝訴した場合には、裁判所は、保護者またはその代理人である弁護士が負担する形で、合理的な弁護士費用を付与することができます。これは、保護者による適正手続き審理の請求やその後の訴訟が、不当な目的（嫌がらせ、不必要的遅延、訴訟や審理の費用を不当に増大させることなど）でなされた場合に適用されます。これは、IDEA で認められている救済措置と重複する救済措置が他の法律の下でも利用できる場合があることを意味しますが、一般的には、それらの法律に基づく救済を得るために、直接裁判所に訴える前に、IDEA で利用可能な行政上の救済措置（適正手続き申立て、解決手続き〔解決会議を含む〕、および公正な適正手続き審理手続き）をまず利用しなければなりません。

## 適正手続き申立ておよび審理が続いている間のお子さんの就学先

### 34 CFR § 300.518

「障害のあるお子さんを懲戒するときの手続き」の項に規定されている場合を除き、適正手続き申立てが相手方に送付された後、解決手続の期間中および公正な適正手続き審理や裁判所の決定を待っている間は、保護者と州または学区が別途合意しない限り、お子さんは現在の就学先にとどまらなければなりません。

適正手続き申立てが公立学校への初回入学に関するものである場合、保護者の同意のもと、すべての手続きが完了するまでお子さんは公立学校に就学しなければなりません。

適正手続き申立てが、IDEA 第 C 編の支援から第 B 編の支援へ移行するお子さんに対する初期サービスの申請に関するものであり、そのお子さんが 3 歳に達して第 C 編のサービスを受ける資格がなくなった場合、学区はそのお子さんが受けている第 C 編のサービスを提供する義務はありません。お子さんが IDEA パート B の対象として認定され、保護者がお子さんの特別支援教育および関連サービスの初回受給に同意した場合には、手続きの結果が出るまでの間、学区は争いのない（保護者と学区が双方で合意している）特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

州教育機関によって行われる適正手続に基づく審理で、審理官が就学先の変更が適切であると保護者に同意した場合、その就学先はお子さんの現在の就学先として扱われます。お子さんは、公平な適正手続き審理または裁判所での手続の決定を待つ間、その就学先に引き続き在籍します

## 弁護士費用

### 34 CFR § 300.517

#### 一般規定

IDEA パート B に基づく訴訟又は手続において、裁判所は裁量により、費用の一部として合理的な弁護士費用を次の者に付与することができる。

IDEA パート B に基づいて提起された訴訟または手続において、裁判所は裁量により、勝訴した州教育機関または学区に対し、費用の一部として合理的な弁護士費用を命じることができます。その費用は保護者の代理人である弁護士が負担しなければなりません。これは、その弁護士の行為が特定の条件に該当すると裁判所が認めた場合に適用されます。

- (a) 裁判所が、訴えや訴訟が軽薄、不合理、または根拠を欠くと認めた場合。あるいは
- (b) 訴訟が明らかに軽薄、不合理、または根拠を欠くものとなった後も訴訟を継続した場合。

IDEA パート B に基づいて提起された訴訟または手続において、裁判所は裁量により、勝訴した州教育機関または学区に対し、費用の一部として合理的な弁護士費用を命じることができます。その費用は、保護者またはその代理人である弁護士が負担しなければなりません。これは、保護者による適正手続き審理の申立てやその後の訴訟が、嫌がらせ、不必要的遅延、または訴訟や審理の費用を不当に増大させるといった不適切な目的で行われた場合に適用されます。

#### 費用の裁定

裁判所は以下のとおり合理的な弁護士費用を認めます。

1. 報酬は、当該訴訟または手続が生じた地域において提供されたサービスの種類および質に応じて一般的に認められている料金額に基づかなければなりません。裁定される費用の計算において、ボーナスや乗数を使用してはなりません。
2. 和解案が保護者に文書で提示された後に行われた業務については、IDEA パート B に基づく訴訟や手続きにおいて、弁護士費用が認められたり関連費用が償還されたりすることはありません。ただし以下の場合を除きます。
  - a. 提案が、連邦民事訴訟規則第68条で定められた期間内、または適正手続き審理や州レベルの審査の場合には手続き開始の10暦日以上前に行われた場合。
  - b. 提案が10暦日以内に受け入れられなかった場合。
  - c. 裁判所または行政審理官が、最終的に保護者が得た救済が、その和解案よりも有利でないと認定した場合。

これらの制限にもかかわらず、保護者が勝訴し、和解提案を拒否したことに十分な正当性がある場合には、弁護士費用および関連費用の支払いが認められることがあります。

3. IEP チームの会議に関連する費用は、その会議が行政手続きまたは裁判所の手続きの結果として開催されたものでない限り、認められることはありません。
4. 「解決手続き」の項で説明されている解決会議は、行政審理または裁判所の手続きの結果として開催された会議とは見なされず、また、これらの弁護士費用規定において行政審理または裁判所の手続きとも見なされません。

裁判所は、以下のいずれかに該当すると認めた場合、IDEA に基づいて認められる弁護士費用の額を適切に削減します。

1. 保護者またはその代理人である弁護士が、訴訟や手続きの過程で不合理に最終解決を遅延させた場合。
2. 認められた弁護士費用の額が、同程度の技能、評価、経験を有する弁護士による類似のサービスに対して当該地域で一般的に認められている時間単価を不合理に超える場合。
3. 訴訟や手続きの性質を考慮しても、費やされた時間や提供された法的サービスが過剰であった場合。
4. 保護者を代理する弁護士が、「適正手続き申立て」の項に記載されているとおり、学区に適切な情報を適正手続き申立て通知で提供しなかった場合。

ただし、裁判所が州または学区が訴訟や手続きの最終解決を不合理に遅延させたと認めた場合、またはIDEA 第B編の手続き的保護の条項に違反があった場合には、費用を削減してはなりません。

## |32 障害のある子どもを懲戒する際の手続き

### 32 学校職員の権限

#### 34 CFR § 300.530

##### 個別事案の判断

障害のある子どもが生徒行動規範に違反した場合に就学先の変更が適切かどうかを判断する際、学校職員は個別の状況を考慮することができる。

##### 一般規定

障害のない子どもに対しても同様の措置がとられる範囲において、学校職員は、学生行動規範に違反した障害のあるお子さんを、連続して10日間を超えない範囲で、現在の就学先から適切な暫定的代替教育環境、他の就学先、または停学に移すことができます。学校職員は、同一学年度内において、別々の違反行為ごとに、障害のあるお子さんを連続して10校日を超えない範囲で追加的に移すことができます。ただし、それらの移動が「懲戒による就学先の変更」の項に定義される「就学先の変更」に該当しない場合に限られます。

障害のあるお子さんが同一学年度内に累計10日間、現在の就学先から外された場合、学区はその学年度におけるそれ以降の期間について、以下「サービス」の項で定められた範囲でサービスを提供しなければなりません。

##### 追加権限

生徒行動規範違反の行為がお子さんの障害の表れではなく（「障害による行動の判断」参照）、かつ懲戒による就学先の変更が連続10日を超える場合、学校職員は障害のないお子さんと同じ方法・期間で懲戒手続きを適用できます。ただし、その場合でも学校は、以下「サービス」の項に記載されているサービスをお子さんに提供しなければなりません。

当該サービスのための一時的代替教育環境は、お子さんのIEPチームが決定します。

## サービス

### 【フロリダ州特有】懲戒による出席停止（停学に相当）に関する規定

学区は、同一学年度内で**10日**以下の就学先からの一時的な移動を受けた障害のあるお子さんに対し、障害のないお子さんが同様に移動させられた場合にサービスが提供されていない限り、サービスを提供する義務はありません。

障害のあるお子さんが、現在の就学先から**10日**を超えて移され、その行動が当該お子さんの障害の現れではない場合（「行動の障害性判断」の項目をご参照ください）、または特別の事情により移される場合（「特別の事情」の項目をご参照ください）、次の措置を講じなければなりません。

1. 他の就学先（代替教育環境を含む）にあっても、お子さんが一般教育課程に引き続き参加し、お子さんの IEP に定められた目標に向けて進捗できるよう、教育サービス（FAPE）を継続して受けられること。そして
2. 必要に応じて、行動違反が再び起きないようにするための機能的行動評価、および行動介入サービスや修正を受けること。

障害のあるお子さんが同一学年度内で累計**10日間**現在の就学先から外され、その移動が連続**10日**以下であり、かつ「就学先の変更」に該当しない場合（下記定義参照）、学校職員はお子さんの教師のうち少なくとも**1名**と協議し、他の環境にあっても一般教育課程に参加し続け、IEPの目標に向けて進捗できるように必要なサービスの範囲を決定します。

就学先からの移動が「就学先の変更」（「懲戒による就学先の変更」の項参照）に該当する場合には、IEPチームが、暫定的代替教育環境を含む他の環境においても一般教育課程に参加し、IEP目標に向けて進むことができるよう、適切なサービスを決定します。

### 行為が障害の現れかどうかの判定

障害のあるお子さんについて、校則違反により就学先を変更する決定がなされた場合（ただし、連続**10日**以下の移動であり、かつ「就学先の変更」に該当しない場合を除く）、学区・保護者・その他関係するIEPチームのメンバー（保護者と学区が決定）が、その決定から**10校日**以内に、お子さんのファイル内のすべての関連情報（IEP、教師の観察記録、保護者が提供した情報を含む）を確認し、次のいずれかを行わなければなりません。

1. 当該行為がお子さんの障害に起因する、または障害と直接的かつ実質的な関連を有するかどうか。

## 2. 2. 当該行為が、学区のIEP不実施の直接の結果であったかどうか。

学区、保護者、およびお子さんのIEPチームの関係メンバーが、いずれかの条件を満たすと判断した場合、その行動はお子さんの障害の表れと判断されなければなりません。

学区、保護者、およびお子さんのIEPチームの関係メンバーが、その行動が学区によるIEPの不履行の直接の結果であると判断した場合、学区はその欠陥を是正するために直ちに行動を取らなければなりません。

### 行動がお子さんの障害の表れであるとの判断

学区、保護者、およびお子さんのIEPチームの関係メンバーが、その行動がお子さんの障害の表れであると判断した場合、IEPチームは次のいずれかを行わなければなりません。

1. 学区が、就学先の変更を引き起こした行動が発生する前にすでに機能的行動評価を実施していた場合を除き、機能的行動評価を実施し、あわせてお子さんのための行動介入計画を実施すること；または
2. すでに行動介入計画が作成されている場合には、その計画を見直し、必要に応じて修正して当該行為に対応すること。

下記「特別な事情」で説明されている場合を除き、学区は、お子さんが移された就学先にお子さんを戻さなければなりません。ただし、保護者と学区が行動介入計画の修正の一部として就学先の変更に合意した場合は、この限りではありません。

### 特別な状況

行動がお子さんの障害の表れであるかどうかにかかわらず、お子さんが以下の場合には、学校職員はお子さんを最大45校日間、一時的代替教育環境（お子さんのIEPチームが決定）に移すことができます。

1. 武器を学校に持ち込む、学校内や学区・州教育機関の管轄下にある学校行事で所持する場合。
2. 学校内や学区・州教育機関の管轄下にある学校行事で、違法薬物（定義参照）を意図的に所持・使用する、または規制物質（定義参照）の販売や販売の勧誘を行う場合。または、
3. 学校、学校敷地内、または州や学区の管轄下にある学校行事で、他人に重大な身体的損害を与えた場合。

### 定義

規制物質とは、規制物質法（21 U.S.C. 812(c)）第202(c)条の付表I、II、III、IV、Vに記載されている薬物またはその他の物質を意味します。

違法薬物とは規制物質を指します。ただし、認可を受けた医療専門家の監督下で合法的に所持・使用される規制物質や、当該法または他の連邦法に基づいて合法的に所持・使用される規制物質は含まれません。

重傷とは、合衆国法典第18編第1365条(h)項第(3)で定義されている「重傷」を意味します。

武器とは、合衆国法典第18編第930条(g)項(2)において定義されている「危険な武器」を意味します。

#### フロリダ州固有の定義

一時的代替教育環境とは、懲戒上の理由により、フロリダ州行政規則 6A-6.03312 に定められた要件を満たす一定期間、教育サービスが提供される別の場所を意味します。

#### 通知

また、学区が校則違反によりお子さんの就学先の変更を伴う移動を決定した日には、その決定を保護者に通知し、手続き上の保護措置に関する通知を交付しなければなりません。

## 35 懲戒による就学先の変更

### 34 CFR § 300.536

障害のあるお子さんを現在の就学先から移すことは、次の場合に「就学先の変更」となります。

1. 出席停止（停学に相当）が連続する授業日で10日を超える場合。または
2. お子さんが以下の理由により、一連の出席停止（停学に相当）を受け、その結果パターンを形成している場合。
  - a. 出席停止（停学に相当）が連続する授業日で10日を超える場合
  - b. お子さんの行動が、過去に出席停止（停学に相当）につながった行動と実質的に類似している場合、そして
  - c. その他、各出席停止（停学に相当）の期間、累計の日数、出席停止同士の時間的な近接性などの要因。

一連の就学先からの移動が「就学先の変更」に該当するかどうかは、学区が事案ごとに判断し、異議申立てがあった場合は適正手続や司法手続によって審査されます。

## 36 設定の決定

### 34 CFR § 300.531

「就学先の変更」に該当する出席停止（停学に相当）や「追加権限」「特別な事情」に基づく出席停止（停学に相当）の場合、その一時的代替教育環境は IEP チームが決定します。

## 不服申立て

### 34 CFR § 300.532

#### 一般規定

保護者は、以下に不服がある場合、適正手続き申立て（「適正手続き申立て手続」参照）を提出して、適正手続き審理を請求できます。

1. これらの懲戒規定に基づいて行われた就学先に関する決定。または
2. 上記の「障害による行動の判断」。

学区は、お子さんの現在の就学先を維持することが、お子さんまたは他者に実質的な危害を及ぼす可能性が高いと判断する場合、適正手続の申立て（上記参照）を提出し、適正手続き審理を請求することができます。

#### 審理官の権限

「公正な審理官」の項で規定された要件を満たす審理官が、適正手続き審理を実施し、決定を下さなければなりません。審理官は次のことが可能です。

1. 審理官が、その移動が「学校職員の権限」の項で定められた要件に違反していた、またはお子さんの行動が障害の現れであったと判断した場合、障害のあるお子さんを移された就学先に戻すこと；または
2. 審理官が、お子さんの現在の就学先を維持することがお子さんまたは他者に実質的な危害を及ぼす可能性が高いと判断した場合、障害のあるお子さんの就学先を、**45校日を超えない範囲で適切な暫定的代替教育環境に変更するよう命じること。**

これらの審理手続は、学区が、お子さんを元の就学先に戻すことが、お子さんまたは他者に実質的な危害を及ぼす可能性が高いと判断する場合、繰り返すことができます。

保護者または学区がそのような審理を求めて適正手続き申立てを提出した場合、審理は「適正手続き申立て手続」「適正手続き申立てに関する審理」で規定されている要件を満たす形で実施されなければなりません。ただし次の場合を除く。

1. 州教育機関または学区は迅速な適正手続き審理を手配しなければならず、それは請求から**20校日以内**に行われ、審理後**10校日以内**に決定が下されなければなりません。

2. 保護者と学区が書面で会議の免除に同意するか、調停を利用することに同意しない限り、解決会議は適正手続き申立ての通知を受け取ってから 7 曆日以内に開催されなければなりません。適正手続き申立ての受理から 15 曆日以内に双方が満足する解決に至らなかった場合、審理は進行することができます。
3. 州は、迅速な適正手続き審理について、通常の適正手続き審理とは異なる手続きを定めることができます、期限を除いて、それらの規則は本書に記載された適正手続き審理に関する規則と一致していなければなりません。

保護者または学区は、他の適正手続き審理の決定の場合と同様の方法で、迅速な適正手続き審理における決定を不服として上訴することができます（「不服申立て」の項参照）。

## 不服申立て中の就学先

### 34 CFR § 300.533

上記のとおり、保護者または学区が懲戒に関連して適正手続の申立てを提出した場合には、お子さんは、（保護者と州教育機関または学区が別途合意しない限り）審理官の決定が下されるまで、または「学校職員の権限」の項で規定・説明されている移動期間が満了するまでのいずれか早い時点まで、暫定的代替教育環境に在籍し続けなければなりません。

## 37 まだ特別支援教育や関連サービスの対象と認定されていない子どもに対する保護

### 34 CFR § 300.534

#### 一般規定

お子さんが特別支援教育および関連サービスの対象として認定されておらず、校則に違反した場合でも、その行動が起こる前に学区がお子さんを障害のあるお子さんであると認識していた場合（下記基準に従って判断）、お子さんは本通知に記載された保護を主張することができます。

#### 懲戒事項に関する認識の根拠

学区は、懲戒処分に至った行為が起こる前に次のいずれかがあった場合、そのお子さんが障害児であると認識していたものとみなされます。

1. 保護者が、適切な教育機関の監督者または管理職の職員、あるいはお子さんの担任教師に対して、お子さんが特別教育および関連サービスを必要としているという懸念を文書で表明した場合。

2. 2. 保護者が、IDEAパートBに基づく特別支援教育および関連サービスの対象資格に関する評価を要請した場合、または
3. 3. お子さんの担任教師または他の学区職員が、お子さんの行動パターンに関して特別支援教育担当者や学区の管理職に直接具体的な懸念を伝えた場合。

#### 例外規定

学区は、次のいずれかに当てはまるときには、障害に関する知識を持っているとはみなされません。

1. 保護者が、お子さんの評価を認めなかつたり、特別支援教育サービスを拒否したりした場合。または
2. お子さんが評価を受けた結果、IDEAパートBで定める「障害のある子ども」に当たらないと判断された場合。

#### 知識の根拠がない場合に適用される条件

学区が、懲戒処分を行う前にお子さんが障害のあるお子さんであるという認識を有していないかった場合（「懲戒に関する認識の基準」と「例外」の項参照）、お子さんは障害のないお子さんに適用される懲戒処分を受けることがあります。

ただし、お子さんが懲戒処分を受けている期間中にお子さんの評価が要請された場合、その評価は迅速に実施されなければなりません。

評価が完了するまでは、お子さんは学校当局が決定した就学先に在籍します。この就学先には、教育サービスを伴わない停学や退学を含む場合があります。

お子さんが学区による評価および保護者が提供する情報を考慮して障害児であると判断された場合、学区はIDEAに基づき、懲戒手続きの要件を含む特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

## 法執行機関および司法当局への通報と対応

### 34 CFR § 300.535

IDEAパートBは、以下を禁止するものではありません。

1. 障害のある子どもが犯した犯罪を、機関が適切な当局に報告すること。または
2. 障害のある子どもが犯した犯罪に関して、州の法執行機関や司法当局が、連邦法および州法の適用に関する責任を果たすこと。

### 記録の送付

学区が障害のある子どもの犯罪を報告する場合、学区は次のことを行わなければなりません。

1. 犯罪を報告された当局が検討できるように、当該子どもの特別支援教育記録および懲戒記録の写しを送付することを確実にすること。そして、
2. 当該子どもの特別支援教育記録および懲戒記録の写しは、FERPAにより認められた範囲でのみ送付することができます。

## 保護者による私立学校への一方的な就学措置と公費負担に関する要件

### 一般規定

#### 34 CFR § 300.148

IDEA パート B は、学区がお子さんに無償かつ適切な公教育 (FAPE) を提供していたにもかかわらず、保護者が自らの判断でお子さんを私立学校や施設に就学させた場合、その教育費（特別支援教育および関連サービスを含む）を学区が負担することを義務付けていません。ただし、私立学校が所在する学区は、34 CFR §§ 300.131～300.144に基づき、保護者により私立学校に入学させられたお子さんの支援対象集団に、保護者のお子さんを含めなければなりません。

#### 私立学校就学に関する償還

お子さんが以前に学区の権限の下で特別支援教育および関連サービスを受けていた場合に、保護者が学区の同意や紹介なしにお子さんを私立の幼稚園、小学校、中学校に就学させたとき、裁判所または審理官が次の 2 点を認定した場合には、当該機関は学区に対し、その就学費用を保護者に償還するよう命じることができます。

審理官または裁判所は、その就学先が州教育機関および学区によって提供される教育に適用される州基準を満たしていない場合であっても、保護者の就学先を適切であると認定することができます。

#### 償還の制限

上記で説明した償還費用は、次の場合に減額または拒否されることがあります。

1. 次の場合：  
  - (a) 保護者が、お子さんを公立学校から移す前に出席した直近の IEP 会議において、学区が FAPE を提供するために提案した就学先を拒否したこと、その理由、そして公費による私立学校への就学の意図を IEP チームに伝えなかった場合。
  - (b) 保護者が、お子さんを公立学校から移す少なくとも 10 営業日前（営業日に当たる休日を含む）までに、その情報を学区に書面で通知しなかった場合。
2. 保護者が子どもを公立学校から移す前に、学区が IDEA 規則で定める通知要件に従って子どもの評価を行う意図を保護者に伝え（評価目的の適切かつ妥当な記載を含む）、それにもかかわらず保護者が子どもを評価に応じさせなかつた場合。  
または、
3. 裁判所が保護者の対応を不合理であると判断した場合

しかし、費用の償還については、次の条件があります。

1. 次の場合、通知を行わなかったことを理由に償還が減額または拒否されません。ただし、以下の場合には返還費用が制限されないことがあります。**(a)** 学校が保護者による通知を妨げた場合。**(b)** 上記の通知義務について保護者が通知を受けていなかつた場合。**(c)** 上記要件の遵守がお子さんに身体的危険をもたらす可能性が高い場合。そして
2. 裁判所または審理官の裁量により、次の場合には通知を行わなかつたことを理由に償還が減額または拒否されないことがあります。さらに、**(a)** 保護者が読み書きできない、または英語で記述できない場合。**(b)** 上記要件の遵守がお子さんに深刻な精神的危険をもたらす可能性が高い場合。